

## 鎌ヶ谷市保育業務支援システムプロポーザル 質問回答書

NO	資料	該当項目 記載内容	質問内容	回答内容
1	様式3	機能要件対応表	システムの考え方やコンセプトの違いによって、要求されている機能や操作が不要となる場合や細微な違いのある画面構成等が要求されている場合、要件内容の主旨を判断した回答を回答欄に記載するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 回答いただいた内容で審査委員会の方で判断いたします。
2	実施要領	8 審査の方法	<p>提案者が1者のみの場合の取扱いについて、本プロポーザルは、公募型プロポーザルとして実施されるものであり、複数事業者からの提案を比較・評価することにより、公正かつ公平な方法で契約候補者を選定する趣旨のものと理解しております。</p> <p>つきましては、提案者が1者のみであった場合には、本プロポーザルを中止又は不成立とし、参加資格、仕様書、機能要件及び評価基準等を見直した上で、再公告又は再調達を行う取扱いとなるのか、ご教示ください。</p> <p>仮に、提案者が1者のみであっても審査を実施し、契約候補者を特定する取扱いとする場合には、その理由、審査成立要件、最低基準点の有無及び公正性・競争性を確保するための具体的な考え方について、併せてご教示ください。</p>	<p>提案者が1者となった場合について、提案者は本市の要求を満たした上で本プロポーザルに応募しておりますので、中止又は不成立とはいたしません。</p> <p>なお、提案者が1者となった場合においても、実施要領8(2)に記載の審査方法にて審査委員会での審査を実施し、最低基準点(審査委員全員の合計点数の6割)以上となった場合は、最優秀者として特定します。</p>
3	仕様書	1 基本事項(4)	御見積書作成にあたり、各施設の定員数をご教示願えますでしょうか。	<p>4園合計で600人です。</p> <p><b>【内訳】</b>  道野辺保育園 170人  南初富保育園 200人  栗野保育園 115人  鎌ヶ谷保育園 115人</p>

## 鎌ヶ谷市保育業務支援システムプロポーザル 質問回答書

4	仕様書	2 システム内容(1)⑧	<p>保育ICTでは園児名、生年月日等の個人情報を取り扱うものと認識しておりますが、要配慮個人情報を含む取り扱いを行うという理解であっておりますでしょうか。</p> <p>職員・保護者側の通常のICT利用でも病歴・障害情報・健康診断等の情報を取り扱うことはあるかと考えており、また病歴においても一般的かつ軽微な疾患に関する情報も要配慮個人情報とすることが適切とされているため、確認させていただきます。</p>	ご認識のとおりです。
5	仕様書	2 システム内容(1)⑧	<p>上記ご質問へのご回答が、”要配慮個人情報を取り扱わない”となる場合、取り扱うデータのセキュリティ等にも関係するため、職員・保護者ユーザーの方が要配慮個人情報を記載することがないと判断される理由について、差し支えなければ見解をお伺いできますでしょうか</p>	上記質問に対して「取り扱いを行う」の回答となるため、ご回答を省略させていただきます。
6	仕様書	2 システム内容(1)⑧	<p>個人情報および要配慮個人情報はインターネット側のサービスに保管しても問題ないのでしょうか。もしくはLGWAN-ASPサービスでのご提供が必須でしょうか。</p>	インターネット側のサービスに保管して差し支えありません。ただし、不正アクセス防止や暗号化等のセキュリティ対策を講じることで適切に個人情報等を管理してください。
7	仕様書	2 システム内容(2)①	<p>別途調達される予定のiPadはcellularモデルでしょうか、それともWi-Fiモデルでしょうか。</p>	セルラーモデルでSIM契約をする予定です。
8	仕様書	2 システム内容(2)①	<p>上記回答にて、Wi-Fiモデルを想定されている場合、各施設様のネット環境は、県のセキュリティアクラウドを経由したインターネット回線となりますでしょうか。またセキュリティアクラウドを通過する場合、必要な証明書のインストールや証明書の更新管理などは本事業に含まれておりますでしょうか。</p>	上記質問に対して「セルラーモデル」の回答となるため、ご回答を省略させていただきます。

## 鎌ヶ谷市保育業務支援システムプロポーザル 質問回答書

9	仕様書	2 システム内容 (2) ①	別途調圧予定のiPadは、端末のセキュリティ対策として、モバイルデバイス管理 (MDM) のインストールは想定されていますでしょうか。	インストール予定です。
10	仕様書	2 システム内容 (2) ①	上記の回答でMDMのインストールをされる場合、インストールおよび設定・管理業務は、本調達の業務範囲に含まれますでしょうか。システムや現場の運用方法を熟知した事業者がMDMを構築・管理することが、セキュリティおよび現場への迅速なサポートの観点から最適と考えご質問させていただきました。	本業務には含みません。
11	仕様書	4 運用保守 (2) ①	問合せ対応について、事業者向けと保護者向けヘルプデスクを同一窓口として対応しておりますが、問題ない認識でよろしいでしょうか。	同一窓口で問題ございません。
12	仕様書	6 その他留意事項②	提案および受託後に関係する質問として「②受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。」との記載がございますが、弊社は親会社との間で法務・監査の連携体制をとっており、秘密保持等は締結したうえで業務上、契約書類の共有を実施しています。また、再委託の際にも、再委託に必要な情報を再委託先に開示する必要があります。いずれも個人情報等の共有を行うことはございませんが、契約書などの一部の情報は連携する可能性があり、こうしたケースは受託後に必要な情報をご提出させていただき対応でよろしいでしょうか。	秘密情報の取扱いについて秘密保持契約を締結し、当市と受注者の合意で提供は可能です。再委託については、契約書に再委託に係る制限等の規定を設ける予定です。あらかじめ、書面により当市に申請いただき、承諾を得た後であれば、情報を連携いただくことが可能です。

## 鎌ヶ谷市保育業務支援システムプロポーザル 質問回答書

13	様式3	<p>モデル仕様書（機能要件対応表）：全般</p>	<p>公平な競争の確保という観点から、確認いたします。</p> <p>詳細要件・補足説明において、CSV取込による一括操作や円グラフによる集計表示など、特定のシステムの仕様を前提としていると思われる記載があります。当システムでは、同等の業務目的を達成するために、別の方法を採用している機能があります。この場合、記載された実現手段そのものではなく、業務目的を同等以上に達成できる機能であれば仕様差分を備考欄等に補足した上で、要件を満たすものとして提案は可能でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p> <p>機能要件対応表の回答欄に、ご提案内容を補足いただき、その上で審査委員会の方で判断いたします。</p>
14	様式3	<p>モデル仕様書（機能要件対応表）104列：管理者向け機能、管理者登録、アンケート配信</p>	<p>アンケート作成機能における「100問程度作成ができること」という要件について、実際の運用実績を確認させてください。貴市において、昨年度（令和7年度）に保護者を対象として、1回あたり100問規模のアンケートを実施された実績はございますでしょうか。もし昨年度に実施実績がない場合、過去3年間において、同様の規模で実施された回数をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>過去3年間100問規模は行っていません。</p> <p>多い時で年数回、枝番を付けて30問程度のアンケートを行っています。</p>

## 鎌ヶ谷市保育業務支援システムプロポーザル 質問回答書

15	様式3	<p>モデル仕様書（機能要件対応表）104列：管理者向け機能、管理者登録、アンケート配信</p>	<p>仕様書「2 システム内容」⑩において必須機能の遵守が求められておりますが、1配信あたり「100問」という要件は、一般的な保育業務支援システムにおける標準的な上限値を大きく超えるものであると認識しております。</p> <p>実際にそれほど過大な設問数のアンケートを保護者へ配信することは、保護者側の多大な負担に繋がり、結果として回収率（回答数）の大幅な低下を招く恐れがございます。そのため、実運用上は簡潔かつ必要なポイントに絞ってアンケートを実施することが望ましく、「100問」という要件を厳格に求めることは、かえって保護者への負担や運用の形骸化を招く懸念があると考えております。</p> <p>また、本要件が厳格な必須条件となった場合、参加可能な事業者が極めて限定され、公募型プロポーザルにおける公平な競争性が損なわれる懸念もございます。</p> <p>つきましては、モデル仕様書における「E列（要件）」の必須機能は満たした上で、「F列（補足説明）」に記載された「100問」という詳細仕様については、目的（保護者向けアンケートの適切な実施）を達成するための運用の工夫（例：複数回への分割配信や、適切な設問数への絞り込み等）を提案書にてご説明することで、要件を満たしている（失格要件とはしない）と判断していただくことは可能でしょうか。</p> <p>上記はアンケート機能だけに限らず、その他項目でも同様の場合も含まれます。</p>	<p>要件を満たしていることとします。</p> <p>機能要件対応表の回答欄に、ご提案内容を補足いただき、その上で審査委員会の方で判断いたします。ただし、E列保護者連絡機能の部分で「ブラウザに遷移する仕様である場合は、利便性の観点から不可とする」と制約のある部分に関しては除きます。</p>
----	-----	--	---	---

## 鎌ヶ谷市保育業務支援システムプロポーザル 質問回答書

16	様式3	<p>モデル仕様書（機能要件対応表）165列：サービス提供環境</p>	<p>「PC・タブレットでの使用に対応すること。いずれから同様の操作が可能であり、端末ごとの操作方法を覚える必要が無いこと。」と記載があることから、本機能要件表165行目以降にございます要件について、PC・タブレットでの画面構成・操作性が異なる場合は、対応不可（×）となる認識でよろしいでしょうか。仮に端末によって異なる画面構成の場合、システムに不慣れな先生方がPC・タブレットそれぞれでの操作を覚える必要があります、先生方の使いづらさに繋がる可能性があるためご質問しております。</p>	<p>ご認識のとおりです。 使用者がどの端末でも、同じような操作とするもので、わかりやすいものを要件としています。</p>
17	様式3	<p>モデル仕様書（機能要件対応表）187列：保護者連絡機能</p>	<p>「保護者向けに専用のスマートフォンアプリケーション（以下、保護者アプリ）を用い、各種情報連絡ができること。（保護者が欠席連絡時等の操作時に、ブラウザに遷移する仕様である場合は、利便性の観点から不可とする。）」と記載があることから、本機能要件表187行目以降にございます、保護者アプリに関連する要件については、アプリ上で利用可能な場合にのみ対応可能（○）となるものであり、「保護者専用サイトの利用となる要件」および「操作の入口はアプリである一方で、実際の操作中にアプリからブラウザに遷移する要件（欠席連絡は、ブラウザに遷移後に行う等）」がある場合は、対応不可（×）となる認識でよろしいでしょうか。特に後者においては、誤ってブラウザを削除してしまった際に、記入中の情報が全て消えてしまうリスクがあることから、確認しております。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>